

# 白山市部活動地域展開の取組方針

## ～ 地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる ～

令和 7年 12月

白山市教育委員会

### はじめに

中学校の部活動は、生徒のスポーツや文化・芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。

これまでも中学校部活動は、教員による参加生徒への多面的な理解や生徒の問題行動の発生抑制など、生徒指導の面においても、大きな意義があり、生徒の活躍や成長を保護者とも共有することで学校の教育活動への信頼を高めることや、学校や地域の一体感、愛校心の醸成にも大きく貢献してきました。

一方で、現在、多くの地域において、少子化の進展により生徒数や教職員数が減少し、これに伴う学校の小規模化などにより中学校の部活動は削減せざるを得ず、このままの形を持続することは難しいという危機感が共有されてきています。

また、教職員の中には、経験の無い部活動を担当し、日常的な指導や審判を含む大会運営に苦慮し、部活動指導が時間外勤務時間の増大を招いているなどの状況もあります。

このため、令和6年度までに白山市中学校部活動の地域連携及び地域クラブの在り方協議会で承認いただいた取組方針を基に市教育委員会としての取組方針を策定し、公表することで、関係者への周知・浸透及び意識改革を図り、学校部活動に代わる新たな活動環境を、各々の立場で考え、動き出し、創り出す第一歩とするものです。

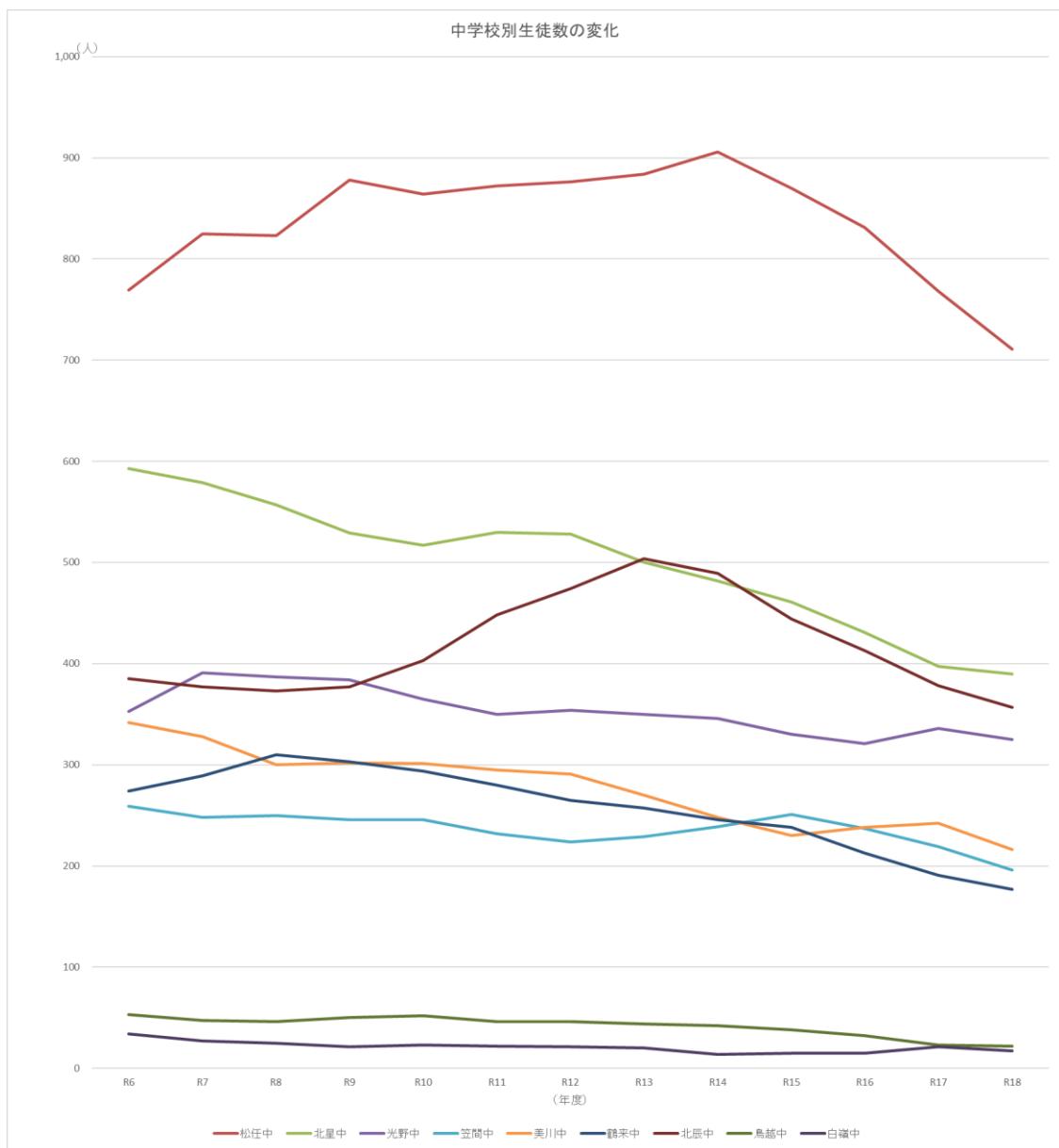
## 1. 本市における部活動を取り巻く状況

＜白山市の児童生徒数の推移＞

白山市の中学生の生徒数は、令和6年度と比較して10年後には89%に減少することが予想されます。

各中学校別では、5年後に5校で10%以上の生徒の減少、10年後には4校が概ね30%以上減少することが予想されています。

中学生の増減見込み(生徒数)



生徒数の推移

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
松任中	769	825	823	878	864	872	876	884	906	870	831	768	711
北星中	593	579	557	529	517	530	528	500	482	461	431	397	390
光野中	353	391	387	384	365	350	354	350	346	330	321	336	325
笠間中	259	248	250	246	246	232	224	229	239	251	237	219	196
美川中	342	328	300	302	301	295	291	270	248	230	238	242	216
鶴来中	274	289	310	303	294	280	265	257	246	238	213	191	177
北辰中	385	377	373	377	403	448	474	504	489	444	413	378	357
鳥越中	53	47	46	50	52	46	46	44	42	38	32	23	22
白嶺中	34	27	25	21	23	22	21	20	14	15	15	21	17
合 計	3,062	3,111	3,071	3,090	3,065	3,075	3,079	3,058	3,012	2,877	2,731	2,575	2,411

※ 住民基本台帳に登載された生徒数の増減の予想であり、実際の生徒の増減とは異なります。

※ 令和6年度調査に基づく人数

### <中学校部活動の種目>

中学校部活動は、生徒が減少する中、入部希望者が少ないとことなどによる廃部が見られ、競技団体の中には部員数の減少により1校では大会に参加できない種目もあります。また、どの種目も生徒数が年々減少しているにもかかわらず、部活動数がそれほど減少していないことなどから、充実した部活動が成立しにくくなっていることが予想されます。

### 中学校部活動数の変化について

	運動部	文化部	その他
松任中学校	R2(20)→ R6(20) ●	R2(6)→ R6(6)	R2(1)→ R6(1)
北星中学校	R2(15)→ R6(14) ◇●	R2(4)→ R6(3)	R2(1)→ R6(1)
光野中学校	R2(10)→ R6(10)※	R2(2)→ R6(2)	R2(1)→ R6(1)
笠間中学校	R2(10)→ R6(9) ※	R2(2)→ R6(2)	R2(1)→ R6(1)
美川中学校	R2(13)→ R6(12)※◇	R2(4)→ R6(4)	R2(1)→ R6(0)
鶴来中学校	R2(10)→ R6(10)※	R2(3)→ R6(3)	R2(1)→ R6(0)
北辰中学校	R2(10)→ R6(10)※	R2(4)→ R6(4)	R2(0)→ R6(0)
鳥越中学校	R2(6)→ R6(4)	R2(0)→ R6(0)	R2(1)→ R6(0)
白嶺中学校	R2(5)→ R6(5)	R2(0)→ R6(0)	R2(0)→ R6(0)
白山市内計	R2(99)→ R6(94)	R2(25)→ R6(24)	R2(7)→ R6(4)

(1)R6 合同チームとして中学校体育連盟の大会に参加 ……※野球 ◇男子バスケットボール ●ソフトボール

(2)令和7年度に運動部－1、文化部－2、令和8年度に運動部－1を予定している学校あり

(3)その他は、読書部、ボランティア部を指します

## <小学生の活動種目>

令和5年度に実施した小学生5, 6年生へのアンケート調査では、児童が多様な活動に参加しています。この中には、中学校部活動に無いものも多く含まれます。

また、小学生時代の活動を中学生になっても継続して経験したいと回答する児童も多く見られました。

小学生が参加しているスポーツ、文化・芸術活動例(アンケート結果より)

野球	空手*	ソフトテニス	硬式テニス*	スイミング
バスケットボール	ミニバスケットボール*	バドミントン	ソフトテニス	バレーボール
サッカー	フットサル*	アルペンスキー	柔道	剣道
卓球	トランポリン	ドッジボール*	スケートボード*	陸上
ピアノ*	ボーカルスクール*	クラシックバレエ*	チアダンス*	ダンス*
バトンツーリング*	ブレイクダンス*	ドラム教室*	ボイストレーニング*	ギター*
書道・習字*	絵画教室	民謡舞踊*	琴教室*	和太鼓*
そろばん*	英会話*	パソコン教室*	ボイスカウト*	

\* は、中学校部活動に無い活動

これらの活動を行う児童の中には、学校部活動に所属せず民間クラブ等に所属するケースも増えてきています。

<中学校教員による部活動指導>

顧問を務める教員数も生徒の減少により減員となっていることから、生徒が希望する部活動数や技術的指導ができる教員の確保が難しい状況となっています。

顧問の部活動指導経験

顧問の部活動指導経験	R4年度	R5年度	R6年度
長く指導経験のある部活動を担当している	44%	47%	45%
指導経験、活動経験のない(少ない)部活動を担当している	56%	53%	55%

一方で、教員の多忙化は社会問題となっており、中学校教員の時間外勤務の多くを部活動指導が占める傾向が伺われます。

○教員の一日(平日の例) 勤務時間 8:15~16:45

小学校		中学校	
8:15	出勤	8:15	出勤
8:15~12:10	朝会・授業4時間	8:15~12:35	朝会・職員打ち合わせ・授業 3 時間・授業準備1時間
12:10~12:50	給食指導	12:35~13:10	給食指導
12:50~13:20	休憩(兼:児童の見守り)	13:10~13:35	休憩(兼:生徒の見守り)
13:20~15:00	授業2時間	13:35~15:25	授業2時間
15:00~15:20	終わりの会・下校指導	15:25~15:55	清掃指導・終わりの会
15:20~18:30	休憩 15 分 職員打ち合わせ 授業準備 校務 など	15:55~18:30	休憩 15 分  <b>部活動</b>
18:30	退勤・留守電開始	18:30~18:45	下校指導
		18:45~19:30	授業準備・校務 など
		19:30	退勤・留守電開始

## 2. 本市のこれまでの取り組み

国は部活動の在り方について、令和4年12月にスポーツ庁と文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年から7年を改革推進期間と位置づけ、各地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進するとしました。

令和7年5月には、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめにより、地域移行を地域展開に見直し、令和13年度までを改革実行期間として、休日における学校部活動の地域展開等の確実な実行・定着と平日における改革に取り組むよう示しています。

本市においても、中学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加ととらえ、令和5年度から任意加入したことに併せ、幅広い関係者で組織した「白山市中学校部活動の地域連携及び地域クラブの在り方協議会」を設けたほか市長が主催する「総合教育会議」に諮るなど本格的な検討・協議を進めています。

一方で地域展開の実現には様々な課題があり、行政のみならず地域総がかりで継続的な取り組みが必要となっています。

開催月	会議名、取組等
令和5年 4月	全員中学校部活動加入を市内全中学校で廃止
令和5年 5月	中学校部活動の状況調査
令和5年 6月	中学校部活動の地域連携及び地域クラブの在り方検討会開催
令和5年 6月	総合教育会議において意見交換
令和5年 7月	スポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会へのアンケート実施
令和5年 7月	小学校5・6年生中学校1・2年生と保護者へのアンケート実施
令和5年 7月	部活動顧問へのアンケート調査実施
令和5年 8月	第1回中学校部活動の地域連携及び地域クラブの在り方協議会開催
令和5年10月	連携クラブの実証試験開始
令和5年12月	第2回中学校部活動の地域連携及び地域クラブの在り方協議会開催
令和6年 1月	総合教育会議において意見交換
令和6年 5月	児童生徒、保護者、部活動顧問にリーフレット配布
令和6年 7月	小学校4～6年生中学校1・2年生と保護者へのアンケート実施
令和6年 7月	部活動顧問へのアンケート調査実施
令和6年 8月	第3回中学校部活動の地域連携及び地域クラブの在り方協議会開催 白山市中学校部活動の地域連携と地域クラブの取組方針の承認
令和6年11月	総合教育会議において意見交換
令和6年12月	議会全員協議会に報告
令和7年2月	第4回中学校部活動の地域連携及び地域クラブの在り方協議会開催
令和7年 4月	新中学校1年生に中学生が参加できる地域クラブリスト配布
令和7年 4月	中学校部活動連携クラブ実証試験事業開始
令和7年5月	中学校部活動の状況調査実施
令和7年6月	連携クラブ指導者等指導力向上研修開催
令和7年11月	白山市部活動地域展開の取組方針(教育委員会) 公表

### 3. 本市における学校部活動の在り方と今後の方向性

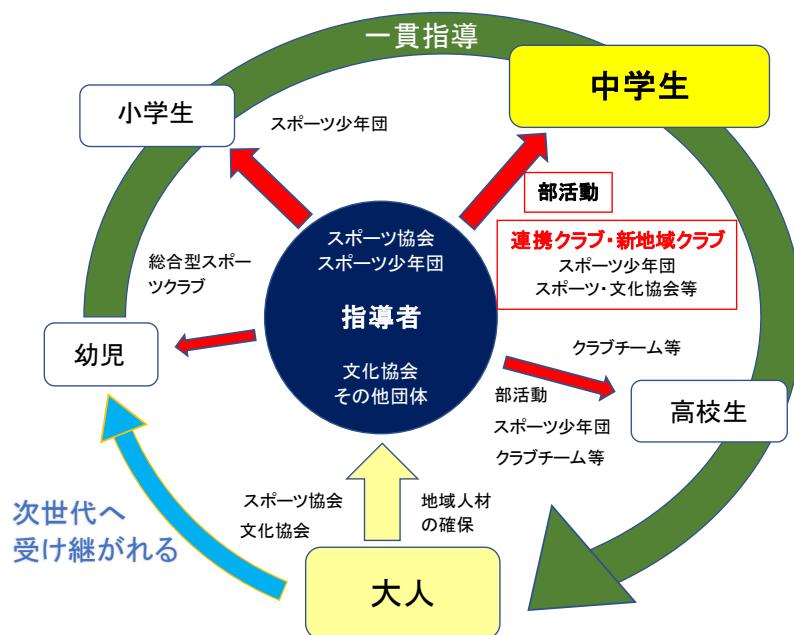
#### (1) 基本方針

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、中学生が参加できるスポーツ・文化芸術活動を生涯学習の一環として、持続可能で生涯にわたって活動ができる環境づくりを地域総がかりで進める

少子化の中でも、将来にわたり本市の子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、生涯学習の一環として、地域の実情に応じた、いつでも、どこでも、誰もが、自主的に参加できる環境づくりを進めます。

中学生が参加する地域におけるスポーツ・文化芸術活動を社会教育法上の「社会教育」と捉え、スポーツ基本法や文化芸術基本法に基づく白山市の取り組みに参加できる環境づくりを進めます

#### 持続可能な環境づくりのイメージ



## <本方針の位置づけ>

白山市の中学生が学校を含めた地域において、自主的、自発的に参加できるスポーツ、文化・芸術活動はもとよりボランティア活動やジオパーク研究など、青少年の育成事業に関する整備も並行して進めることとします。

部活動に代わる地域の活動は、様々な立場の者・団体等が関係することが見込まれ、既に受け皿として準備・始動する団体等も見られます。

一方、中体連などの大会参加の在り方、学習指導要領や高校進学時の評価の扱いなど、市単独で決められず、国や県、他市町の動向を注視しながら対応すべき課題もあることを踏まえ、白山市における中学校部活動の地域展開への当面の大きな方向性を示すものとして本方針を策定することとします。

その後、改革推進期間終了後に国が示す新たな方針や実証試験事業の成果等を踏まえ本方針を基に、その後の取組内容を明らかにした推進計画の策定を見込むものとします。

方針等の策定や今後の取組にあたっては、スポーツ庁・文化庁が公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月策定)「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ(令和7年5月最終とりまとめ)を参考とするほか、本市の総合計画、教育振興基本計画及びスポーツ推進基本計画などの上位・関連計画や白山市総合教育会議、白山市中学校部活動の地域連携及び地域クラブの在り方協議会、令和5年度から実施している連携クラブの実証試験事業からの意見や分析などを踏まえつつ柔軟に対応するものとします。

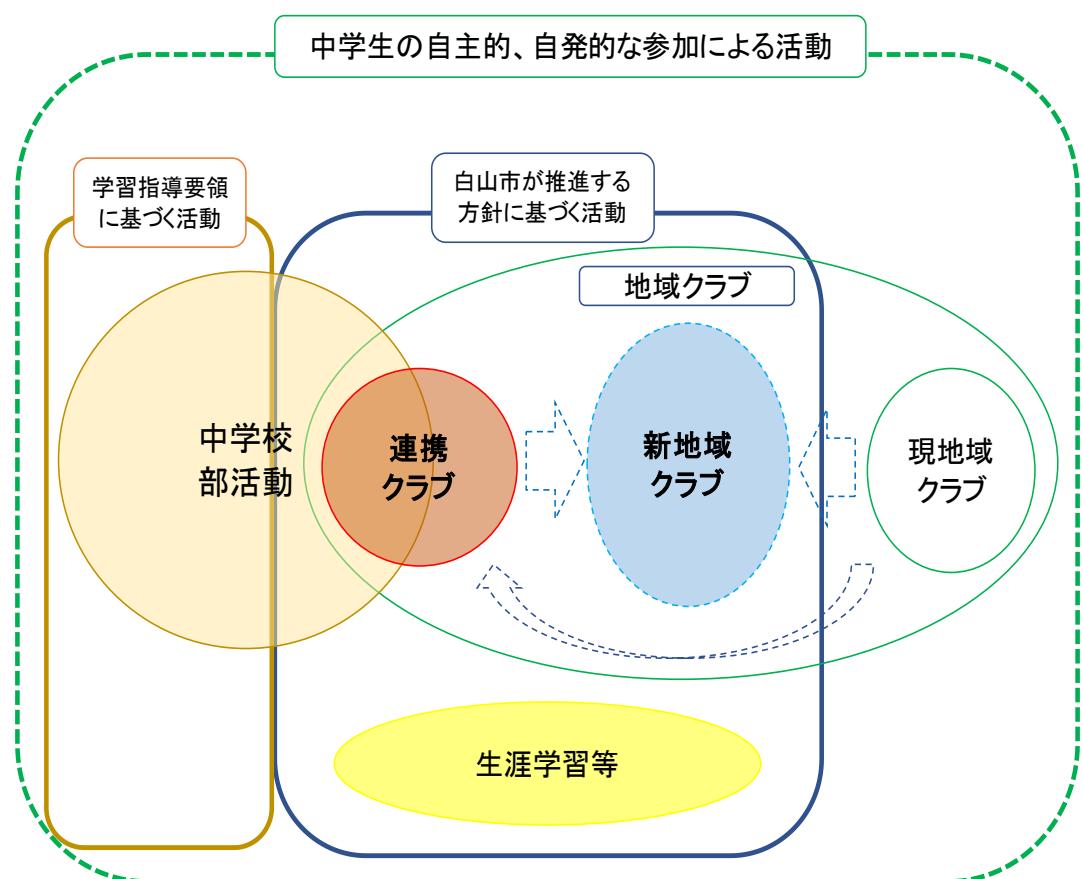
## (2) 地域展開の目指す姿

- 本市の中学生が、いつでも、どこでも、誰もが、自主的に参加できる環境の整備を目指します。
- 人間性・社会性等の醸成、責任感・連帯感の涵養など教育的効果を維持するため教育課程外の学校教育活動として平日の中学校部活動を縮小しつつ存続することを目指します。
- 中学生が暮らす地域の違いや経済的理由、生徒数の減少などにより、体験できるスポーツ・文化芸術活動の選択が限られる生徒についても、可能な限り多様な活動に

参加できる環境を整備し、地域間等での体験格差の縮小を目指します。

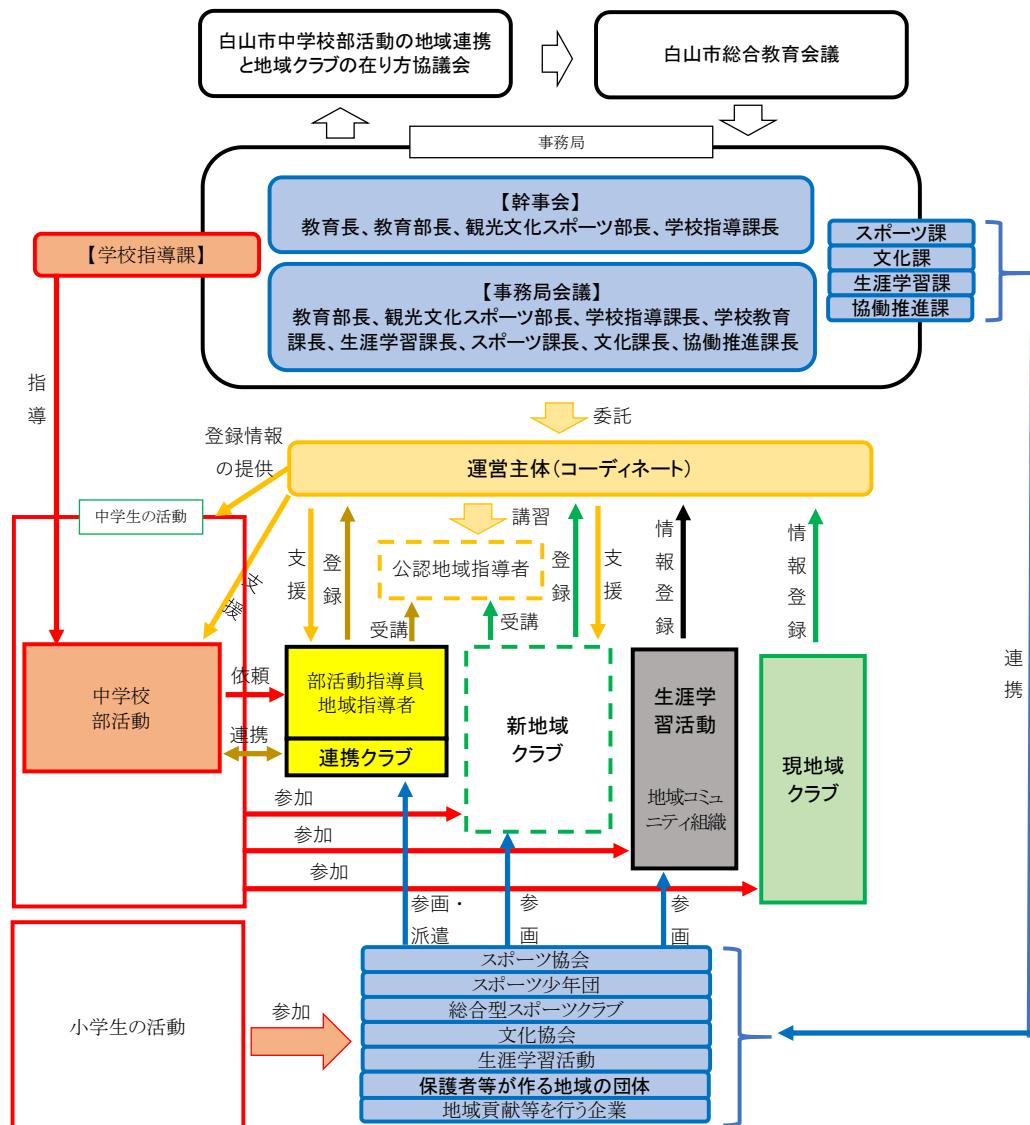
- 生徒が望む「競技志向」と「生涯学習志向」、「中学生が暮らす地域の違いや経済的理由があっても参加できる活動」のそれぞれに対応できる地域クラブ体制の環境づくりを目指します。
- スポーツ・文化芸術活動等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加できる多様な活動の環境を整え、スポーツ協会や文化協会の会員とかかわることにより、将来にわたり継続して活動できる環境を目指します。
- シーズンや曜日を分けた「複数種目」の活動やスポーツ活動と文化芸術活動の掛け持ち参加も可能な環境を目指します。

#### <中学校部活動と地域クラブ活動イメージ>



### (3) 実施体制

中学生が、いつでも、どこでも、誰もが、自主的に参加できる環境の整備を進めるため、市、市教育委員会、地域団体、保護者、企業等が、運営主体を通したコーディネートにより下図のとおり連携した取り組みを進めることとします。

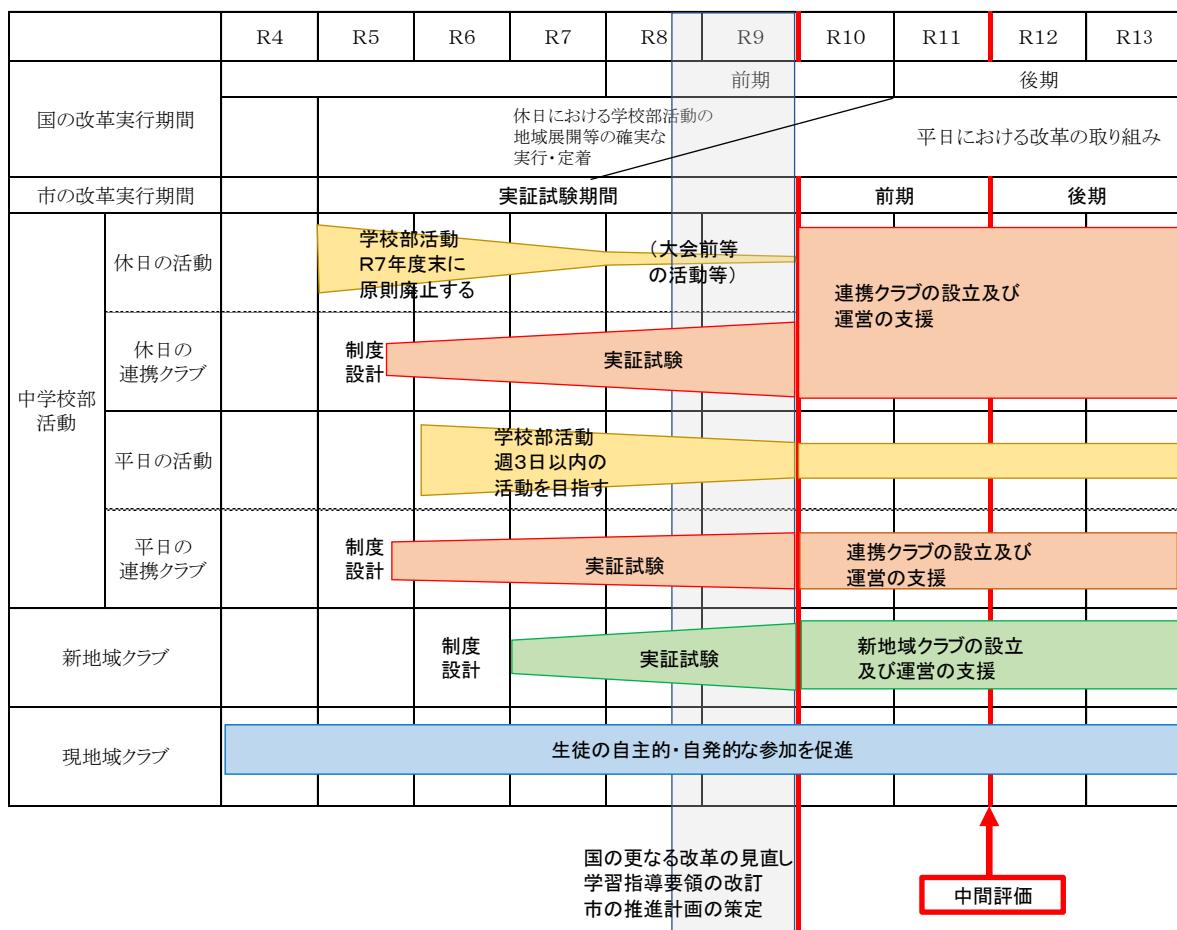


#### (4) 地域展開スケジュール

国のガイドラインに則り、白山市においては、休日活動から段階的に地域展開を進め、休日及び平日における中学校部活動の地域展開の目標年は、次のとおりとし、令和9年度を目途に更なる見直しを行います。

**休日の中学校部活動の地域展開** ▶▶ 令和8年度より地域の活動に移行する。

**平日の中学校部活動の縮減** ▶▶ 令和10年度までに3日以内とする。



## 4. 今後の取り組み方針

### (1) 課題と取り組み方針

現在、地域展開に向けてさまざまな課題が提起されています。

令和5年度から実施している実証試験事業をもとに、下記のとおり取り組むこととします。

課題	取組方針
少子化や中学生の趣向の変化等により、中学校部活動が、今後、継続できないことが予想されています。	地域クラブの拡大により、多様な活動への参加ができる環境づくりを進めます。
中学生が望む活動がどこで実施されているか情報が不足している。	地域クラブ等から提供された情報を、中学校を通して中学生に伝える体制づくりを進めます。
中学生が部活動に毎日参加している状況では、地域の活動に参加できる時間が確保できないことが予想されます。	中学校部活動の活動日、活動時間の縮減を進め、地域の活動に参加できる環境づくりを進めます。
保護者の不安として、活動場所への送迎や経済的負担が挙げられています。	概ね中学校校区を単位とし、中学校と連携して低廉な費用で活動する地域クラブの育成を進めます。 (連携クラブ)
保護者より指導者の暴言や暴力などへの不安が挙げられています。	市の研修等により指導者の資質向上を進めます。
競技志向の生徒が望む指導を受けられるよう指導者の確保が課題です。	指導力に見合った対価を支払って参加する地域クラブの育成を進めます。

### (2) 当面の中学校部活動の進め方

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものですが、次の事項については白山市内の中学校が一斉に実施するものとします。

- ① 学習指導要領において、中学校部活動への参加は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることとしていることを踏まえ、中学校部活動への参加を生徒の希望に沿ったものとすることを更に進めます。
- ② 中学校部活動は、少子化に伴う教員の減少やこれまでの部活動の種類では指導経験のない活動の顧問を担わなければならない教員が約6割近くに達するなど、これまでの部活動運営が難しい環境となっていることから、今後は、部活動指導員や地域(外部)指導者の受け入れなど地域と連携した中学校部活動の体制づくりを進めるとともに、中学校部活動と連携する団体の発足を進めます。
- ③ 休日の中学校部活動を令和8年度より原則廃止(大会参加を除く)し、中学生が地域

の活動に参加しやすい体制づくりを進めます。

また、平日の部活動日数、活動時間の縮減を進め、平日においても中学生が地域の活動に参加しやすい体制を進めます。

- ④ 中学校部活動を実施する部活動指導員や地域(外部)指導員などと連携した適切な指導、中学校と連携する連携クラブの活動を行うために、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないことなど指導に係る資質の向上を図ります。
- ⑤ 部活動における休養日及び活動時間については、生徒の健康、就学等に配慮し、地域クラブ等の活動と併せて国のガイドラインの範囲内となるように努めます。
- ⑥ 学習指導要領上の扱いや高校進学時の地域クラブ活動の評価の在り方の変化を注視しつつ、子供の活動促進につながる仕掛けに配慮します。

### (3) 地域主体の受け皿づくり

#### ①連携クラブ

中学校部活動の休日の活動を地域の活動に移行するため、主に休日の部活動と同じ種目、種類の活動を中学校と連携して行う地域クラブの発足を図ります。

本市においては、地理的条件(保護者の送迎の負担等)や経済的条件(指導者の報酬額や保護者の所得)に配慮した環境を整備するため、低廉な費用で、原則1つの中学校の部活動と連携して活動する地域クラブ(連携クラブ)の発足を進めます。

中学校部活動が参加する、中学校体育連盟等の大会に連携クラブの指導者がコーチ等として参加する場合、白山市中体連、中文連からの助成が受けられるよう配慮するものとします。

#### ②新地域クラブ

生徒数の減少により廃部になる部活動や部員数不足により大会に参加できない部活動があります。また、小学生のときのスポーツ少年団等の活動を中学生になっても継

続したいという希望もあります。

市が支援するものとしては、市内に拠点を持ち、市内の中学生を受け入れる団体で、保護者の負担に配慮した低廉な会費で活動するスポーツ少年団、スポーツ協会、文化協会に加盟する団体及び地域で作る団体が中学生を受け入れる新たなクラブを想定します。実証試験中は、主に休日の活動を中心に行うこととします。

### ③現地域クラブ

民間事業者や任意団体等が主催し、市内外の生徒を対象に活動する地域クラブを想定します。

これらの地域クラブは、競技志向を高めたい中学生や文化芸術資格の取得を目指す中学生にとって重要な活動場所と位置付けられます。

## (4)地域における生涯学習活動

本市では青少年から高齢者まで幅広い年代を対象にした学習機会を提供しています。

令和5年度に世界認定を受けた白山手取川ジオパークの推進を行う点からも、今後、市内各地域の自然や文化、歴史への理解を深める学習やジオパークの視点による体験活動の充実は、郷土愛を育む上でもますます重要となります。

学習機会の拡充を図るべく、中学校部活動の地域展開を契機に中学生が生涯学習活動や社会体育大会、文化祭など地域コミュニティ組織の活動に参加しやすい環境を整える必要があり、休日の部活動の廃止や放課後の部活動の縮減により、中学生がこれらの活動に参加できる余裕が生じることから、関係機関とも連携し中学生の受け入れ態勢の整備を進めます。

(例:青少年を対象とした講座づくりや異世代交流など)

## (5) 指導者の確保

### ① 指導者の質の保障

国は、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を求めています。

実証試験事業中は、指導者としての信頼を得るためにも資格の有無や指導経験年数などを参加者に示し、双方合意の上、活動を行うことを推奨します。

また、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないことなどが、最も重要な資質と考えられることから、市として指導者に対し講習の受講や資格を取得することを促します。

### ② 指導者の量の確保

国は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保することを提案しています。

持続可能な地域クラブの運営には、複数の指導者による組織作りが重要と考えられることから、市としては、連携クラブ、新地域クラブの発足にあたっては、複数の指導者の配置を求めることがあります。

また、指導者バンクは、県の役割とされていますが、市においても独自に指導者確保に努めることとします。

### ③ 教員の地域クラブ等への参加

国は、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行うよう教育委員会に求めています。

一方で、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、

教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可することとしています。

また、地域のスポーツ・文化芸術団体等が、教師等を指導者として雇用等する際には、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保することを求めることがあります。

市においても、児童生徒の学びの保障や教師の健康管理の観点等から学校運営に支障がない範囲で、国、県の通知等を参考に許可することとしています。

## (6) 活動場所の確保

地域クラブ活動の活動場所は、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設及び市立小中学校施設を想定するものとします。

既にこれらの施設を拠点として活動する市民団体等との調整が必要になるものと考えられます。

小中学校施設を使用できる優先順位は、①学校事業、②連携クラブ、③新地域クラブ、④市民一般開放の順とする予定です。

## 5 適切な会費設定と保護者等の負担軽減

地域クラブの会費は、その指導内容や運営上の必要経費、活動施設の費用等必要な経費を勘案して設定するものと考えられます。

ただし、連携クラブ及び新地域クラブは、市の方針に基づく活動を行うものとして、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することとし、実証試験事業において今後の支援体制を整備します。

新地域クラブは、低廉な会費で中学校と連携した活動を行う団体とします。

連携クラブは保護者の、送迎面、経済面に配慮し、可能な限り低廉な会費で市内の中学生の意思で参加する団体とします。

連携クラブ及び新地域クラブは、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入しなければならないものとします。

連携クラブ及び新地域クラブが全国大会等に出場する場合、スポーツ課、文化課が所管する激励費相当額を、予算の範囲内で市が支援することとします。

## 6 適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技性の高いものも含め、生徒の体力等の状況に応じて適切な活動時間を設定する必要があります。

地域クラブには、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、中学校部活動や他の地域クラブの活動との合計が、国の求める活動時間となるよう求められています。

### 『国が求める活動時間の抜粋』

- ・1日の活動時間は、2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。
- ・平日1日、土日曜日は少なくとも1日以上の休日を設ける。
- ・大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

## 7 白山市中学校部活動の地域連携と地域クラブ発足に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や現地域クラブ活動への移行、新地域クラブの発足といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、白山市中学校部活動の地域連携及び地域クラブの在り方協議会を適時開催するなどできるところから取組を進めていくこととします。